

令和4年度 流山市国民健康保険料について

1. 令和4年度の保険料率等について

	医療分 医療費の財源となる保険料	後期高齢者支援金分 後期高齢者医療制度を支える ための財源となる保険料	介護分 ※2 第2号被保険者 (40歳から65歳未満の方)
所得割率 ※1 (加入者の所得に応じて計算)	7.3%	2.2%	1.6%
均等割額 (加入者1人ごとに計算)	19,200円	5,500円	12,600円
平等割額 (1世帯ごとに計算)	15,600円		
賦課限度額 ※3 (1世帯における年間最大保険料額)	650,000円	200,000円	170,000円

⇒ **上記の合計額が、1年間加入した場合に発生する【年額】保険料**となります。ただし、合計額が賦課限度額を超える場合は、賦課限度額が最大保険料額となります。

- ※1 「所得割」は、**加入者各々の前年中（令和3年1月～令和3年12月）の総所得金額等**（譲渡所得などで特別控除があれば特別控除後の金額）**から基礎控除の43万円**（合計所得金額が2,400万円超から逡減し、2,500万円超で消失）**を引いた金額（＝賦課標準額）**に、各区分の料率を乗じて計算します。
- ※2 65歳以上の方の介護保険料については、別途介護支援課から通知が送付されます。
- ※3 法令改正により、医療分に係る賦課限度額が63万円から65万円に、後期高齢者支援金分に係る賦課限度額が19万円から20万円に引き上がりました。

<総所得金額等について>

■ 「総所得金額等」には、主に次の所得が含まれます。

- ・給与所得 ・雑所得（公的年金等所得、個人年金の受取等） ・事業所得（営業、農業等） ・不動産所得 ・利子所得 ・配当所得
 - ・譲渡所得（長期、短期） ・一時所得（生命保険や損害保険の満期返戻金等） ・山林所得 ・分離課税の先物取引に係る雑所得 等
- （純損失の繰越控除、専従者控除、譲渡所得の特別控除は適用されます。雑損失の繰越控除は適用されません。）

■ **遺族年金、障害年金、雇用保険の失業給付、傷病手当金等の非課税所得や退職金（年金形式で受け取る場合を除く）は総所得金額等に含まれません。**

■ **税法上の扶養控除・社会保険料控除・医療費控除などは保険料の計算には適用されません。基礎控除の43万円のみ控除されます。**

■ 上場株式等の配当所得および源泉徴収されている特定口座による株式譲渡所得については、源泉徴収のみで課税の手続きを終えることができます。この場合、保険料の計算には配当所得や譲渡所得を含みませんが、これらを含めて所得税又は住民税に関する申告を行った場合は、保険料の算出に含まれる場合があります。そのため申告を行うかどうか、ご自身で選択していただく必要があります。

2. 国民健康保険料の計算について

- 国民健康保険料（以下「国保料」といいます。）は、**被保険者となった月の分から計算**されます。
- 月の途中で加入された場合でも、**日割り計算とはなりません。**

年度途中で75歳になる方

- 75歳になると加入する健康保険の制度が国民健康保険（以下「国保」といいます。）から後期高齢者医療制度に切り替わります。これにより、75歳になる月の分から国保料が発生しなくなりますが、別途千葉県後期高齢者医療広域連合から後期高齢者医療保険料が通知されます。なお、後期高齢者医療保険料の口座振替を希望される方は改めて口座登録の手続きが必要となります。
- 国保料については、あらかじめ75歳になる前月までの料金を計算し期別に割り振っていますので、年度途中で**75歳になったタイミングで国保料が減少することは原則としてありません。**
- 後期高齢者医療保険料と、納付月が重なる場合がありますが、二重払いではありません。

年度途中で**40歳**になる方

- 誕生日の属する月の分（誕生日が1日の方はその前月分）から介護分の国保料がかかります。例えば7月7日に40歳となる場合は、7月から介護分の国保料がかかるため、翌月の8月に国保料が再計算され、通知されます。

年度途中で**65歳**になる方

- 65歳となる月の分から国保料に介護分が含まれなくなり、別途介護支援課から介護保険料が通知されます。
- 国保料については、あらかじめ65歳になる前月（1日が誕生日の方はその前々月分）までの料金を計算し期別に割り振っていますので、年度途中で**65歳になったタイミングで国保料が減少することは原則としてありません。**

他市町村から転入して流山市国保の資格を取得した方

- 国保料の計算の基となる前年中の所得が流山市では把握できていないため、前住所地へ照会等を行います。状況によっては、暫定的に均等割分と平等割分のみを計算した国保料の通知が届きます。この場合、所得金額が判明したあとに国保料が変更になる方には、再計算され通知されます。

所得の申告又は修正をした方

- 確定申告や市県民税申告などによる申告後の所得金額が判明した場合、また所得の修正申告があった場合に国保料が変更になる方には、再計算され通知されます。

社会保険等の加入によって**国保の資格を喪失**された方

- 社会保険等に加入された月の前月分までの国保料をお支払いいただく必要があります。国保資格の喪失の届出をされた翌月以降に、加入月数に基づき国保料が再計算され通知されます。
- 社会保険等に加入したことによる国保の資格喪失の手続きはご自身で行っていただく必要があります。**会社で社会保険の加入手続きが行われただけでは、国保の資格は自動的に喪失となりません**ので、ご注意ください。
（「よくあるご質問と回答」Q6参照）

【注意】

- ・ 国民健康保険法の規定により、国保料の賦課（保険料を課すこと）については、原則として当該年度における最初の国保料の納期（通常6月30日）の翌日から起算して2年を経過した日以降においては、決定・変更の手続きを行うことができないこととされています。このため、**国保資格の喪失の手続きや所得申告などが遅れた場合、納付された国保料を還付できない場合があります**のでご注意ください。なお、被保険者の責めに帰することのできない事由によって社会保険との適用関係の調整が必要となることが判明した場合、納期から2年経過した場合でも減額の賦課更正ができる場合があります。

3. 保険料の納め方について

- 国保料は、法律上、**世帯単位で算定**が行われ、その**世帯主の方が納付義務を負う仕組み**となっています。なお、**世帯主の方自身が国保に加入していない場合であっても、「擬制世帯主」として国保料の納付義務を負うこととされています。**
- 国保料の納め方は、普通徴収（**①口座振替②納付書払い**）又は特別徴収（**③年金からの天引き**）のいずれかとなります。

普通徴収について

- 通常、納付回数は6月から翌年3月までの年10回払いです。お支払いは6月から開始となりますが、4・5月分が国保料に含まれないわけではありません。仮に1年間加入となる場合、1期分に相当する金額は1.2か月分の国保料となります。（⇒「よくあるご質問と回答」Q7参照）
- 国保料については、原則、口座振替による納付をお願いしておりますが、その他以下の方法でも納付可能です。
 - ・ 納付書裏面に記載の納付取扱機関及び店舗での窓口納付 ・ 流山市納付サイト（クレジットカード納付）
 - ・ モバイルレジ ・ スマホアプリでの各種請求書支払い（au PAY、d払い、J-Coin、LINE Pay、PayPay）

※ ゆうちょ銀行・郵便局での窓口納付は関東各都県及び山梨県内のみ（口座振替は全国のゆうちょ銀行・郵便局で手続き可）

※ ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア等、モバイルレジ、流山市納付サイト（クレジットカード納付）、スマホアプリを利用した各種請求書支払いでのお支払いは納期限を過ぎたものはお取り扱いができません。**納期限を過ぎたお支払いは、金融機関にてお願いいたします。**

口座振替について

- 国保料の納付は口座振替が原則です。一度手続きしていただくと翌年度以降も継続されます。
なお、納付書の裏面に記載の金融機関に三菱UFJ銀行及び常陽銀行を加えた各行が口座振替取扱金融機関となります。
- 口座振替の申し込み方法について
 - ・ 複写式の口座振替依頼書で申し込む場合は、引き落としを希望する金融機関の窓口にて、口座振替依頼書（市内金融機関に備え付け）、国保の被保険者証、預貯金通帳及び同届出印を持参し手続きをしてください。
 - ・ はがき式（納入通知書 3 枚目に備え付け）の口座振替依頼書で申し込む場合は、必要事項を記入・押印（口座届出印）の上、直接又は郵送で流山市役所保険年金課へ提出してください。なお、申し込みの約 2 か月後の納期から引き落としが可能です。

各種請求書支払い（au PAY、d 払い、J-Coin、LINE Pay、PayPay）でも納付できます

- 各種スマホアプリで納付書に印刷されたバーコードを読み取り、チャージ金額から、いつでもどこでも支払いができます。
- ・ 事前に、利用登録・チャージ等が必要になります。支払い方法の詳細については各社ホームページ（流山市ホームページにも各社のリンク先を掲載しています。）をご確認ください。

【注意】

① 領収証書は発行されません。必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください。

② 納付額が 3 0 万円を超えるもの、納期限が過ぎているものは納付できません。

③ 決済手数料は無料です。

④ インターネット等の使用料・通信費については自己負担となります。

⑤ スマホアプリで納めた分の納付書を窓口等で使用して、二重納付をしないようご注意ください。

⑥ スマホアプリの通知や決済履歴には、お支払いした国保料の年度、期別等は表示されません。

⑦ コンビニエンスストア等の店頭では、原則として上記スマホアプリを利用したお支払いはできません。

特別徴収について

- 国保に加入している方全員が 6 5 歳以上 7 4 歳以下の世帯の納付方法は、原則として世帯主の方の年金からの天引きとなります。ただし、口座振替による方法に切り替えることは可能です。
- 通常、年金の支給月に合わせて、4, 6, 8, 10, 12, 翌年 2 月の 6 回に分けて天引きが行われます。
- 前年度に特別徴収を行っている世帯の 4, 6, 8 月の天引き額は、前年度 2 月に天引きされた国保料と同額になります（＝「仮徴収」といいます）。その後、その年度に決定されている年間保険料から、仮徴収した額を差し引いた額を、10 月、12 月、2 月の 3 回に振り分けて天引きします（＝「本徴収」といいます）。
- 特別徴収の世帯の方の納付

	仮徴収(1 回目)	仮徴収(2 回目)	仮徴収(3 回目)	本徴収(1 回目)	本徴収(2 回目)	本徴収(3 回目)
納付月	4 月	6 月	8 月	1 0 月	1 2 月	2 月

- 令和 4 年度から、新たに特別徴収となる世帯の納付
 - ・ 第 1 期から第 4 期は、納付書による納付となり、10 月年金支給分から天引きとなります。

	納付書 (第 1 期)	納付書 (第 2 期)	納付書 (第 3 期)	納付書 (第 4 期)	特別徴収 (1 回目)	特別徴収 (2 回目)	特別徴収 (3 回目)
納付月	6 月 3 0 日	8 月 1 日	8 月 3 1 日	9 月 3 0 日	1 0 月	1 2 月	2 月

次のいずれかに該当する世帯は、特別徴収となりません

- ① 世帯主が年度途中で 7 5 歳になる場合

② 世帯主が国保加入者でない場合

③ 特別徴収の対象となる年金（老齢基礎年金等）が年間 1 8 万円未満の場合

④ 世帯に 6 5 歳未満の国保加入者がいる場合

⑤ 口座振替で納付している場合（口座振替に切り替える場合）

⑥ 国保料と介護保険料の 1 回あたりの年金天引き額の合計が、1 回あたりの老齢基礎年金等の受給額の 2 分の 1 を超える場合

⑦ 介護保険料が特別徴収にならない場合
- ※ 年度の途中でいずれかに該当となった場合、特別徴収は中止され、普通徴収へと切り替わります。

4. 国保料の軽減・減免について

① 7割・5割・2割軽減（法定軽減）

- 賦課期日（4月1日）又は世帯発生日（年度途中で国保に加入の世帯の場合）時点において、世帯主（世帯主が国保に加入していない擬制世帯主の場合を含む）と世帯に属する国保加入者の前年中の総所得金額等が一定基準以下の場合、国保料の均等割額と平等割額が軽減されます。

国保料の軽減割合	軽減判定基準額
7割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等の数（※1）－1）以下
5割軽減	43万円+28.5万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数（※2）） +10万円×（給与所得者等の数－1）以下
2割軽減	43万円+52万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）以下

※1 「給与所得者等」とは、一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える方）と一定の公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方）をいい、1人で給与所得と年金所得の両方を有する場合は「給与所得者等の数」は1人とカウントします。

※2 「特定同一世帯所属者」とは、国保から後期高齢者医療制度に移行された方で、移行後も継続して国保上の同一世帯に属する方をいいます。ただし、移行時点以降に世帯主が変更となった場合や、被保険者全員が社会保険に加入したこと等により国保世帯が消滅した場合には、特定同一世帯所属者の資格は喪失することになります。

- 世帯において、所得の確認ができない方がいる場合は、軽減を適用することができません。そのため、軽減の適用を受けるためには前年の所得が無い場合であっても申告を行っていただく必要があります（被扶養者であっても、個人が特定できない場合は、軽減が行われない場合があります。）。
- 世帯主や前年の所得が変更となった場合は、再度軽減が適用となるかどうか判定が行われます。
- 後期高齢者医療制度へ移行した方がいる世帯では、特定同一世帯所属者の所得も軽減判定上の計算に含めます。
- 専従者給与額及び専従者控除額は、所得割額算出には適用されますが、軽減判定では適用されません。
また、長期・短期譲渡所得の特別控除は、所得割額算出には適用されますが、軽減判定では適用されません。
- 令和4年1月1日現在で65歳以上の方の公的年金所得については、15万円を差し引いた額で判定します。

② 子ども（未就学児）の均等割軽減（令和4年度より適用）

- 子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児（0歳から5歳及び小学校入学以前の6歳の者）にかかる均等割額は、1/2減額となります。7割・5割・2割軽減（法定軽減）が適用されている世帯は、法定軽減後の国保料から、1/2減額となります（7割軽減世帯の場合は、残りの3割を減額することから、8.5割軽減となります。）。

③ 非自発的失業者に係る軽減

- 離職時の年齢が65歳未満であって、倒産や解雇などによる離職又は雇止めなどによる離職をされた場合は、届出をいただくことにより、一定期間給与所得額を30/100とみなして、国保料の計算を行います。
- 届出の際は、原則として、雇用保険受給資格者証の写しをご提出いただく必要があります。

④ 特定世帯・特定継続世帯に係る軽減

- 国保に加入していた世帯員が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国保の世帯が単身となる場合、平等割額が5年間（特定世帯）は1/2、その後3年間（特定継続世帯）は3/4の国保料となります。

⑤ 旧被扶養者に係る減免

- 職場の健康保険や共済組合等、またはそれらの健康保険制度に任意継続（国保組合は除く）で加入していた方が後期高齢者医療制度に移行することにより、その方の被扶養者が新たに国保に加入するケースにおいては、その被扶養者であった方（＝旧被扶養者といいます。）の国保の加入日時点の年齢が65歳以上である場合に限り、国保料の一部が次のとおり減免されることとなります。
 - ・ 所得割額について、所得の状況にかかわらず全額免除
 - ・ 均等割額について、国保の資格取得日の属する月以後2年間半額免除
 - ・ 国保の加入者が旧被扶養者のみである場合、平等割額が資格取得日の属する月以後2年間半額免除

よくあるご質問と回答

Q 1 世帯主である自分は国保に加入していないのに、納入通知書が届いたのはなぜですか。

- ⇒ 国保は、法律上、世帯単位で国保料の算定が行われ、その世帯主の方が納付義務を負う仕組みとなっています。
- ⇒ 世帯主の方自身が国保に加入していない場合であっても、「擬制世帯主」として国保料の納付義務を負うこととされています。
- ⇒ 加入している被保険者ごとの内訳は、納入通知書 2 枚目下の「被保険者別算出額」欄で確認することができます。

Q 2 納入通知書の見方を教えてください。

令和4年度 国民健康保険料 納入通知書

千葉県流山市 1枚目

下記の各期別納付額を納期限までに納めてください。

〒270-0000

流山市平和台〇丁目 〇番地の〇

流山 太郎 様

納付義務者は世帯主です。

世帯主が職場の健康保険に加入していて、国保に加入していなくても、同一世帯の誰かが国保加入者であれば世帯主が納付義務者になります（擬制世帯主といいます）。

普通徴収（納付書、口座振替等）
でお支払いいただく国保料です。

特別徴収（年金から天引き）
でお支払いいただく国保料です。

お問い合わせ番号

被保険者証番号 通知書番号
000000 00000-0

お問合せの際は、6
桁の被保険者証番号
をお伝えください。

納付していただく金額 305,700 円

年間保険料 ①+② 305,700 円
(医療+支援金+介護)
普通徴収額合計① 305,700 円
特別徴収額合計② 0 円

今年度の国保料です。

千葉県流山市 2枚目

〇令和4年度 国民健康保険料の明細

被保険者証番号	通知書番号	個人番号	納付義務者名		
000000	00000-0		流山 太郎 様		
区分			医療分	支援金分	介護分
第1賦課標準額	①		1,942,916 円	1,942,916 円	1,942,916 円
第2賦課標準額	②		7.30 / 100 円	2.20 / 100 円	1.60 / 100 円
第3賦課標準額	③		141,832 円	42,743 円	31,085 円
第4賦課標準額	④		19,200 × 2 人 円	5,500 × 2 人 円	12,600 × 2 人 円
第5賦課標準額	⑤		38,400 円	11,000 円	25,200 円
第6賦課標準額	⑥		15,600 円	0 円	0 円
第7賦課標準額	⑦		195,832 円	53,743 円	56,285 円
第8賦課標準額	⑧		円	円	円
第9賦課標準額	⑨		円	円	円
第10賦課標準額	⑩		円	円	円
第11賦課標準額	⑪		円	円	円
第12賦課標準額	⑫		円	円	円
第13賦課標準額	⑬		円	円	円
第14賦課標準額	⑭		円	円	円
第15賦課標準額	⑮		円	円	円
第16賦課標準額	⑯		円	円	円
第17賦課標準額	⑰		円	円	円
第18賦課標準額	⑱		円	円	円
第19賦課標準額	⑲		円	円	円
第20賦課標準額	⑳		円	円	円
第21賦課標準額	㉑		円	円	円
第22賦課標準額	㉒		円	円	円
第23賦課標準額	㉓		円	円	円
第24賦課標準額	㉔		円	円	円
第25賦課標準額	㉕		円	円	円
第26賦課標準額	㉖		円	円	円
第27賦課標準額	㉗		円	円	円
第28賦課標準額	㉘		円	円	円
第29賦課標準額	㉙		円	円	円
第30賦課標準額	㉚		円	円	円
第31賦課標準額	㉛		円	円	円
第32賦課標準額	㉜		円	円	円
第33賦課標準額	㉝		円	円	円
第34賦課標準額	㉞		円	円	円
第35賦課標準額	㉟		円	円	円
第36賦課標準額	㊱		円	円	円
第37賦課標準額	㊲		円	円	円
第38賦課標準額	㊳		円	円	円
第39賦課標準額	㊴		円	円	円
第40賦課標準額	㊵		円	円	円
第41賦課標準額	㊶		円	円	円
第42賦課標準額	㊷		円	円	円
第43賦課標準額	㊸		円	円	円
第44賦課標準額	㊹		円	円	円
第45賦課標準額	㊺		円	円	円
第46賦課標準額	㊻		円	円	円
第47賦課標準額	㊼		円	円	円
第48賦課標準額	㊽		円	円	円
第49賦課標準額	㊾		円	円	円
第50賦課標準額	㊿		円	円	円
第51賦課標準額	1		円	円	円
第52賦課標準額	2		円	円	円
第53賦課標準額	3		円	円	円
第54賦課標準額	4		円	円	円
第55賦課標準額	5		円	円	円
第56賦課標準額	6		円	円	円
第57賦課標準額	7		円	円	円
第58賦課標準額	8		円	円	円
第59賦課標準額	9		円	円	円
第60賦課標準額	10		円	円	円
第61賦課標準額	11		円	円	円
第62賦課標準額	12		円	円	円
第63賦課標準額	13		円	円	円
第64賦課標準額	14		円	円	円
第65賦課標準額	15		円	円	円
第66賦課標準額	16		円	円	円
第67賦課標準額	17		円	円	円
第68賦課標準額	18		円	円	円
第69賦課標準額	19		円	円	円
第70賦課標準額	20		円	円	円
第71賦課標準額	21		円	円	円
第72賦課標準額	22		円	円	円
第73賦課標準額	23		円	円	円
第74賦課標準額	24		円	円	円
第75賦課標準額	25		円	円	円
第76賦課標準額	26		円	円	円
第77賦課標準額	27		円	円	円
第78賦課標準額	28		円	円	円
第79賦課標準額	29		円	円	円
第80賦課標準額	30		円	円	円
第81賦課標準額	31		円	円	円
第82賦課標準額	32		円	円	円
第83賦課標準額	33		円	円	円
第84賦課標準額	34		円	円	円
第85賦課標準額	35		円	円	円
第86賦課標準額	36		円	円	円
第87賦課標準額	37		円	円	円
第88賦課標準額	38		円	円	円
第89賦課標準額	39		円	円	円
第90賦課標準額	40		円	円	円
第91賦課標準額	41		円	円	円
第92賦課標準額	42		円	円	円
第93賦課標準額	43		円	円	円
第94賦課標準額	44		円	円	円
第95賦課標準額	45		円	円	円
第96賦課標準額	46		円	円	円
第97賦課標準額	47		円	円	円
第98賦課標準額	48		円	円	円
第99賦課標準額	49		円	円	円
第100賦課標準額	50		円	円	円
第101賦課標準額	51		円	円	円
第102賦課標準額	52		円	円	円
第103賦課標準額	53		円	円	円
第104賦課標準額	54		円	円	円
第105賦課標準額	55		円	円	円
第106賦課標準額	56		円	円	円
第107賦課標準額	57		円	円	円
第108賦課標準額	58		円	円	円
第109賦課標準額	59		円	円	円
第110賦課標準額	60		円	円	円
第111賦課標準額	61		円	円	円
第112賦課標準額	62		円	円	円
第113賦課標準額	63		円	円	円
第114賦課標準額	64		円	円	円
第115賦課標準額	65		円	円	円
第116賦課標準額	66		円	円	円
第117賦課標準額	67		円	円	円
第118賦課標準額	68		円	円	円
第119賦課標準額	69		円	円	円
第120賦課標準額	70		円	円	円
第121賦課標準額	71		円	円	円
第122賦課標準額	72		円	円	円
第123賦課標準額	73		円	円	円
第124賦課標準額	74		円	円	円
第125賦課標準額	75		円	円	円
第126賦課標準額	76		円	円	円
第127賦課標準額	77		円	円	円
第128賦課標準額	78		円	円	円
第129賦課標準額	79		円	円	円
第130賦課標準額	80		円	円	円
第131賦課標準額	81		円	円	円
第132賦課標準額	82		円	円	円
第133賦課標準額	83		円	円	円
第134賦課標準額	84		円	円	円
第135賦課標準額	85		円	円	円
第136賦課標準額	86		円	円	円
第137賦課標準額	87		円	円	円
第138賦課標準額	88		円	円	円
第139賦課標準額	89		円	円	円
第140賦課標準額	90		円	円	円
第141賦課標準額	91		円	円	円
第142賦課標準額	92		円	円	円
第143賦課標準額	93		円	円	円
第144賦課標準額	94		円	円	円
第145賦課標準額	95		円	円	円
第146賦課標準額	96		円	円	円
第147賦課標準額	97		円	円	円
第148賦課標準額	98		円	円	円
第149賦課標準額	99		円	円	円
第150賦課標準額	100		円	円	円
第151賦課標準額	101		円	円	円
第152賦課標準額	102		円	円	円
第153賦課標準額	103		円	円	円
第154賦課標準額	104		円	円	円
第155賦課標準額	105		円	円	円
第156賦課標準額	106		円	円	円
第157賦課標準額	107		円	円	円
第158賦課標準額	108		円	円	円
第159賦課標準額	109		円	円	円
第160賦課標準額	110		円	円	円
第161賦課標準額	111		円	円	円
第162賦課標準額	112		円	円	円
第163賦課標準額	113		円	円	円
第164賦課標準額	114		円	円	円
第165賦課標準額	115		円	円	円
第166賦課標準額	116		円	円	円
第167賦課標準額	117		円	円	円
第168賦課標準額	118		円	円	円
第169賦課標準額	119		円	円	円
第170賦課標準額	120		円	円	円
第171賦課標準額	121		円	円	円
第172賦課標準額	122		円	円	円
第173賦課標準額	123		円	円	円
第174賦課標準額	124		円	円	円
第175賦課標準額	125		円	円	円
第176賦課標準額	126		円	円	円
第177賦課標準額	127		円	円	円
第178賦課標準額	128		円	円	円
第179賦課標準額	129		円	円	円
第180賦課標準額	130		円	円	円
第181賦課標準額	131		円	円	円
第182賦課標準額	132		円	円	円
第183賦課標準額	133		円	円	円
第184賦課標準額	134		円	円	円
第185賦課標準額	135		円	円	円
第186賦課標準額	136		円	円	円
第187賦課標準額	137		円	円	円
第188賦課標準額	138		円	円	円
第189賦課標準額	139		円	円	円
第190賦課標準額	140		円	円	円
第191賦課標準額	141		円	円	円
第192賦課標準額	142		円	円	円
第193賦課標準額	143		円	円	円
第194賦課標準額	144		円	円	円
第195賦課標準額	145		円	円	円
第196賦課標準額	146		円	円	円
第197賦課標準額	147		円	円	円
第198賦課標準額	148		円	円	円
第199賦課標準額	149		円	円	円
第200賦課標準額	150		円	円	円
第201賦課標準額	151		円	円	円
第202賦課標準額	152		円	円	円
第203賦課標準額	153		円	円	円
第204賦課標準額	154		円	円	円
第205賦課標準額	155		円	円	円
第206賦課標準額	156		円	円	円
第207賦課標準額	157		円	円	円
第208賦課標準額	158		円	円	円
第209賦課標準額	159		円	円	円
第210賦課標準額	160		円	円	円
第211賦課標準額	161		円	円	円
第212賦課標準額	162		円	円	円
第213賦課標準額	163		円	円	円
第214賦課標準額	164		円	円	円
第215賦課標準額	165		円	円	円
第216賦課標準額	166		円	円	円
第217賦課標準額	167		円	円	円
第218賦課標準額	168		円	円	円
第219賦課標準額	169		円	円	円
第220賦課標準額	170		円	円	円
第221賦課標準額	171		円	円	円
第222賦課標準額	172		円	円	円
第223賦課標準額	173		円	円	円
第224賦課標準額	174		円	円	円
第225賦課標準額	175		円	円	円
第226賦課標準額	176		円	円	円
第227賦課標準額	177		円	円	円
第228賦課標準額	178		円	円	円
第229賦課標準額	179		円	円	円
第230賦課標準額	180		円	円	円
第231賦課標準額	181		円	円	円
第232賦課標準額	182		円	円	円
第233賦課標準額	183		円	円	円
第234賦課標準額	184		円	円	円
第235賦課標準額	185		円	円	円

Q 3 7 5 歳になり後期高齢者医療制度に移行したのに、国保料の支払いがなくなるのはなぜですか。

⇒ 国保料の算定は、世帯単位で行われ、その世帯主の方が納付義務を負う仕組みとなっています。例えば、世帯主の方が7 5 歳になり、国保の資格が喪失となっても、世帯に国保の加入者がいる場合は、引き続き国保料の支払いが必要です。なお、年度途中で後期高齢者医療制度に移行する方の国保料はあらかじめ7 5 歳になる前月までの料金を計算し、期別に割り振っています。後期高齢者医療保険料と二重払いではありません。

Q 4 昨年度よりも国保料が高いのはなぜですか。

⇒ 国保料は所得に応じた所得割、加入者の人数に応じた均等割、世帯ごとの平等割の3つの合計で計算します。例えば次のいずれかに該当している世帯は、昨年度と比べて国保料が高くなる可能性があります。

- ・ 国保に新しく加入された方がいる → 新しく加入された方の均等割、所得に応じた所得割が加算
- ・ 国保の加入者の前年の所得が増えた → 前々年と比べて所得が増えている場合は所得割が高くなる
- ・ 前年の所得が無い旨を申告していない → 法定軽減の適用を受けていない可能性があるため、申告が必要

上記のほか、賦課限度額の引き上げにより、国保料が高くなる場合があります。

Q 5 会社を退職して所得が激減したにもかかわらず、国保料が高いのはなぜですか。

⇒ 国保料には所得に応じて算出される所得割がありますが、その年度の国保料の計算の基となる所得は前年の1月から1 2月までのものとなります。このため、会社を退職されても、会社勤めをされていた頃の給与所得等を計算の基とすることから、所得割が高く算出されるケースが一般的には考えられます。

⇒ また、社会保険では、会社側が健康保険料の半分を負担するため、社会保険の保険料よりも国保料の方が金額が高くなる場合があります。

⇒ なお、会社都合での離職や雇止めなどによる離職の方で、一定の条件を満たす方については、届出によって国保料の軽減が行われます。（「4. 国保料の軽減・減免について」参照）

Q 6 社会保険に加入して保険料を支払っているのに、国保料の督促状が届いたのはなぜですか。

⇒ 就職等により社会保険に加入したときは、ご自身で国保の喪失（脱退）の届出をする必要があります。会社で社会保険の加入手続きが行われただけでは、国保の資格は自動的に喪失となりませんので、ご注意ください。（「2. 国民健康保険料の計算について」参照）

Q 7 9月から社会保険に加入して国保の喪失の届出もしているが、9月末納期限の国保料を支払う必要がありますか。

⇒ 国保料は、1年間加入されている方のケースであれば、4月から翌年3月までの1 2か月分の保険料を6月から翌年3月までの1 0回でお支払いいただくことになるため、加入期間と支払期間にずれがあります。そのため9月から社会保険に加入した場合であっても、9月末納期限の国保料の納付が必要となります。

⇒ 国保料は社会保険に加入した月の前月分まで発生し、喪失の手続きをされた翌月に再計算され、変更後の金額が通知されます。この場合、社会保険の保険料と国保料の二重払いにはなりません。

⇒ 次の表は、1 2か月分の保険料を1 0回で納付する場合のイメージとなりますので、ご参考としてください。年度途中で加入するなどの資格の異動があった場合は、イメージと異なる場合があります。

第1期 (6月30日)	第2期 (8月1日)	第3期 (8月31日)	第4期 (9月30日)	第5期 (10月31日)	第6期 (11月30日)	第7期 (1月4日)	第8期 (1月31日)	第9期 (2月28日)	第10期 (3月31日)
4月分 (1.0)	5月分 (0.8)	6月分 (0.6)	7月分 (0.4)	8月分 (0.2)	10月分 (1.0)	11月分 (0.8)	12月分 (0.6)	1月分 (0.4)	2月分 (0.2)
5月分 (0.2)	6月分 (0.4)	7月分 (0.6)	8月分 (0.8)	9月分 (1.0)		11月分 (0.2)	12月分 (0.4)	1月分 (0.6)	2月分 (0.8)
3月分 (1.0)									
1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分	1.2か月分

お問い合わせ

流山市役所 市民生活部 保険年金課 国民健康保険係・保険料収納係

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

TEL 04-7158-1111 (代表) 04-7150-6077 (課直通)